

憲法問題研究会

代表幹事 森川 文人 (43期) ●Fumito Morikawa

当会には、16の法律研究会があります。
本コーナーでは、法律研究会の入会方法や活動内容
についてレポートしていただきます。

1 沿革

憲法問題研究会は、1999年、周辺事態法の成立など重大な憲法問題が生じていたにもかかわらず、当会に憲法を対象とした委員会も研究会も存在していなかったため、会員の有志が働きかけ、発足に至ったものです。

当初の研究会会員（敬称略）は、森川金寿、環直彌、相磯まつ江、柳沼八郎、内田剛弘、葉山岳夫、石崎和彦、海渡雄一、松島暁、古田典子、鈴木達夫、南典男、森川文人らでした。

2 活動

1999年2月17日浦田一郎教授による第1回の開催から20年以上、50回近くの研究会及び定例研修会を行っています。

近時の開催には、以下のようなものがあります。

2015年12月5日
「集団自衛権 武器輸出 ODA」
川崎 哲 ピースポート共同代表

2016年6月8日
「憲法改正と刑事法」
新屋達之 福岡大法学部教授

2017年2月15日
「改憲とオリンピック」
鶴飼 哲 一橋大言語社会研究科教授

2017年5月24日
「新自由主義崩壊の中の生存権」

笹沼弘志 静岡大教育学部教授

2018年5月23日
「象徴天皇制の今」

横田耕一 九州大名誉教授

2019年11月20日

「日韓請求権協定と韓国大法院徴用工判決」

山本晴太弁護士(福岡弁護士会)

法律家として取り組むべき重要な憲法問題を取り上げ、そのテーマごとに第一人者である講師を招き、講義と質疑応答を行ってきました。

また、定例研修会においても2019年は、『憲法9条へのカタバシス』（みすず書房）で話題の木庭顕先生（ローマ法研究者・東京大学名誉教授）を招き、「日本国憲法9条の知的基礎」という講演を行っていただき、後に『法学セミナー』にも講演録が掲載されました（2019年8月号）。

3 憲法問題を弁護士会で研究することの意義

弁護士会が戦後、「弁護士自治」を獲得したのは、本来、権力と距離を置き、徹底的に人々の側に立つことを使命とするためです。弁護士自治の本質は、弁護士（会）自身による資格の管理権にあります。弁護士の登録や資格審査は弁護士会が行い、公法的な欠格事項を除いては、公権力が介入することはありません。

この弁護士自治は、1949年の弁護士法によって定められました。戦前は、司法大臣が監督権を有していましたが、対立する検事や裁判所の請求によって弁護士の懲戒がなされ、その結果として多くの政治犯や思想犯が投獄されるなどしたため、戦後、弁護士会が獲得した制度です。弁護士会が、いかなるときも

権力や大資本と闘うための保障なのです。国家権力から独立して存在するために確立し、民衆とともに闘う弁護士の団結のかなめです。

弁護士自治があるから、個々の弁護士は、人々を守るために国家と対立できる、大資本に屈することはないのです。故に、弁護士自治は、資本・権力にとっては邪魔です。弁護士の本質は、法的サービス業などではなく、この国家と対決してでも業務を遂行する職能にこそあります。

戦後、弁護士会＝日弁連は、この自治権をもって人々の「人権の砦」として社会的責任を果たしてきました。新自由主義＝市場原理至上主義にとって、まさに「競争的フレキシビリティを妨げる社会的連帯」であり、弁護士会＝自治組織は権力の解体攻撃の対象となったのです。

そして、司法改革により、この弁護士自治は大きく揺らいでいます。急増した会員の結集力は低下し、「人権の砦」として人々のために闘う弁護士会としての自覚も失われつつあります。人権を守るべき弁護士会がこの有様では、まさに憲法的な危機といわざるを得ません。

その間に「憲法改正」まで政治課題にあがる

時代です。さらに「敵基地攻撃能力」を含め、これまでの憲法解釈を変更し、平和主義（憲法9条）を侵害する危険性や緊急事態条項の前倒しの施行の実施なども許すことはできません。

木庭先生は「このように言えば、直ちに、軍事的脅威を前にして国民の安心安全を守るという国民の利益はいったいどうしてくれる、という反発を招くことでしょう。しかしよく注意していただきたいのは、このように言う論者は、さして論拠もなく日常的な感覚だけに基づいて言っているのはもちろん、必ず特定の徒党の利益を考えており、そして国家をそういう徒党の精神に染める人々である、ということです。現在はどの国でもそういう人々が力を持っており、互いに利用し合っています。国家ばかりか国家外の集団もまた極度に軍事化しています。世界は際限なく軍事化している状態です。その精神的スパイラルにはまってしまふことこそが最も安全を脅かします。」と指摘されています。

弁護士会がしっかり憲法の原則を守る立場に立つ意味でも、憲法問題の研究は重要な課題です。

是非、多くの方に参加して頂きたいと思います。



刑事贖罪寄付・篤志家寄付は第二東京弁護士会へ

～刑事贖罪寄付等は二弁へ～

「東京三会は、日弁連と共同して、法律援助事業を実施しています。法律援助事業は、市民の方への法的サービスを目的として、人権救済の観点から、犯罪被害者、難民、子ども等、弁護士による法律援助を必要とされる方々のために行っております。」

当会会員の紹介による刑事贖罪寄付や篤志家寄付もまた、日弁連と当会とが共同して受け入れております。弁護士会館9階の第二東京弁護士会事務局人権課（TEL：03-3581-2257）にて手続をお願いします。日弁連と当会連名の、寄付を受けた証明書を発行いたします。なお、振込による入金も可能ですので、お問い合わせください。

お問合せ先：事務局人権課（TEL：03-3581-2257）